

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要

我が国金融・資本市場を取り巻く環境の変化



我が国市場の国際競争力の強化
及び利用者利便の向上

グローバルな金融・資本市場の混乱を
踏まえた金融システム強化の必要性

利用者が安心して取引できる
適切な規制整備の必要性

「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備

「新成長戦略」、「日本再生の基本戦略」等に基づき、証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱う「総合的な取引所」の実現に向け、以下の制度整備を行う。

商品・取引所に関する規制の整備

- 商品^{注1}デリバティブ取引を、金融商品取引所において取り扱えることとする
- 「総合的な取引所」については、金融商品取引法に基づき、内閣総理大臣（金融庁）が一元的に監督^{注2}

業者等に関する規制の整備

- 仲介業者、清算機関等についても、証券・金融、商品を横断して取り扱うことができる制度を整備

農林水産大臣・経済産業大臣との連携

- 商品デリバティブ取引に係る一定の監督権限の行使について、農林水産大臣・経済産業大臣との事前協議等の規定を整備し、相互連携を確保

⇒ 「総合的な取引所」の実現・利用者の利便性の向上

店頭デリバティブ取引等の公正性・透明性の向上

店頭デリバティブ規制の整備

- 国際的な制度整備の要請も踏まえ、一定の店頭デリバティブ取引における電子取引システムの使用義務付け^{注3}
- ⇒ **取引の公正性・透明性の確保**

適切な不公正取引規制の確保

課徴金制度の見直し

- 課徴金の対象を追加・拡大
 - ・ 外部協力者が、開示会社による虚偽開示書類の提出に加担する行為
 - ・ 金融商品取引業者以外の者が他人の計算で行った不公正取引
- 課徴金の調査において、違反者等に出頭を命ずる権限を追加
- ⇒ **市場の公正性・透明性を損なう行為を抑止**

インサイダー取引規制の見直し

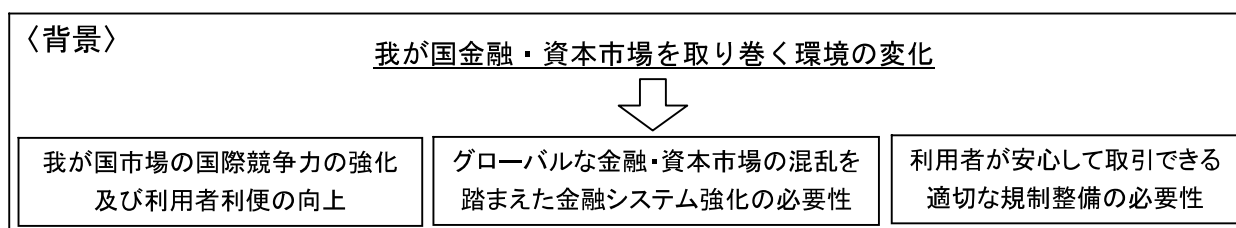
- 企業の組織再編に係る以下の行為についてインサイダー取引規制から適用除外
 - ・ 事業譲渡による保有株式の承継のうち違反行為の危険性が低い場合
 - ・ 合併等の対価としての自己株式の交付
- ⇒ **企業のグループ経営の円滑化**

(注1) 当面、コメ等を除く

(注2) 商品のみを取り扱う取引所については、従来どおり、農林水産大臣・経済産業大臣が監督

(注3) 店頭デリバティブ規制のうち、「清算集中制度」、「取引情報の保存・報告制度」等は整備済(平成22年金商法改正)

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要



I 「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備

1. 商品・取引所に関する規制の整備

- 商品^(注1)を「金融商品」と位置付け、当該商品に係る市場デリバティブ取引を、金融商品取引所において取り扱えることとする
(注1) 当面、コメ等を除く
- 証券・金融と商品を横断的に一括して取り扱う「総合的な取引所」については、金融商品取引法に基づき規制し、内閣総理大臣（金融庁）が一元的に監督^(注2)
(注2) 商品のみを取り扱う取引所については、引き続き、商品先物取引法に基づき規制し、農林水産大臣・経済産業大臣が監督
- 「総合的な取引所」における商品デリバティブ取引について、当業者（商社、事業者）等を取引参加者として位置付けられる枠組みを整備

2. 業者等に関する規制の整備

- 取引業者、清算機関等についても、証券・金融、商品を横断して取り扱うことができる制度を整備
 - 「総合的な取引所」における商品デリバティブ取引に係る業務を第一種金融商品取引業に追加
 - 取引業者の行為規制等は、金商法規制を原則としつつ、現行商先法規制等を勘案
 - 「総合的な取引所」における商品デリバティブ取引の清算を金融商品取引清算機関の業務と位置付け

3. 不公正取引に関する規制の整備

- 「総合的な取引所」における商品デリバティブ取引に係る不公正取引について、金融商品取引法の既存の市場デリバティブ取引と同様の規制を適用

4. 農林水産大臣・経済産業大臣との連携

- 「総合的な取引所」における商品デリバティブ取引に係る一定の監督権限の行使について、農林水産大臣・経済産業大臣との事前協議等の規定を整備し、相互連携を確保

II 店頭デリバティブ取引等の公正性・透明性の向上

・ 店頭デリバティブ規制の整備

- 店頭デリバティブ取引における電子情報処理組織の使用義務付け

- 国際的な制度整備の要請も踏まえ、金融商品取引業者等が、一定の店頭デリバティブ取引を行うに当たり、金融商品取引業者等が提供する電子情報処理組織を使用することを義務付け
- 外国から電子情報処理組織を提供する者については、内閣総理大臣の許可により、金融商品取引業者等を相手方とする店頭デリバティブ取引等を可能とする制度を整備

Ⅲ 適切な不公正取引規制の確保

1. 課徴金制度の見直し

- 虚偽開示書類等の提出等に加担する行為に対する課徴金の適用
 - 外部協力者が、発行者等による虚偽開示書類等の提出等に加担する行為を、課徴金の対象に追加
- 不公正取引に関する課徴金の対象拡大
 - 金融商品取引業者等以外の業者や投資家が、顧客等の他人の計算で行った不公正取引について課徴金の対象に追加
- 課徴金の調査において、違反者等に出頭を命ずる権限を追加
 - 外部協力者に対する課徴金及び不公正取引を行った者に対する課徴金に係る事件の調査権限として、違反者等に対する出頭命令を追加

2. インサイダー取引規制の見直し

企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の適用除外

- 事業譲渡による保有株式の承継について、インサイダー取引の危険性が低い場合（株式が承継資産の一部（20%未満）の場合等）を適用除外とする
 - （注）合併・会社分割についても、事業譲渡と同様の規制とする
- 合併等の対価としての自己株式の交付を、新株発行の場合と同様に適用除外とする

Ⅳ 施行日

